

奥羽再仕置 430年

記念プロジェクト



「奥羽仕置」とは天正18年(1590)豊臣秀吉により断行された東北大名に対する処分・配置換えや諸政策を示す歴史用語である。全国支配を進める秀吉はその総仕上げとして奥羽の地を平定しようと考えた。

しかし、奥羽仕置の強行に対して反発が強まると、各地では一揆が立ち上がった。

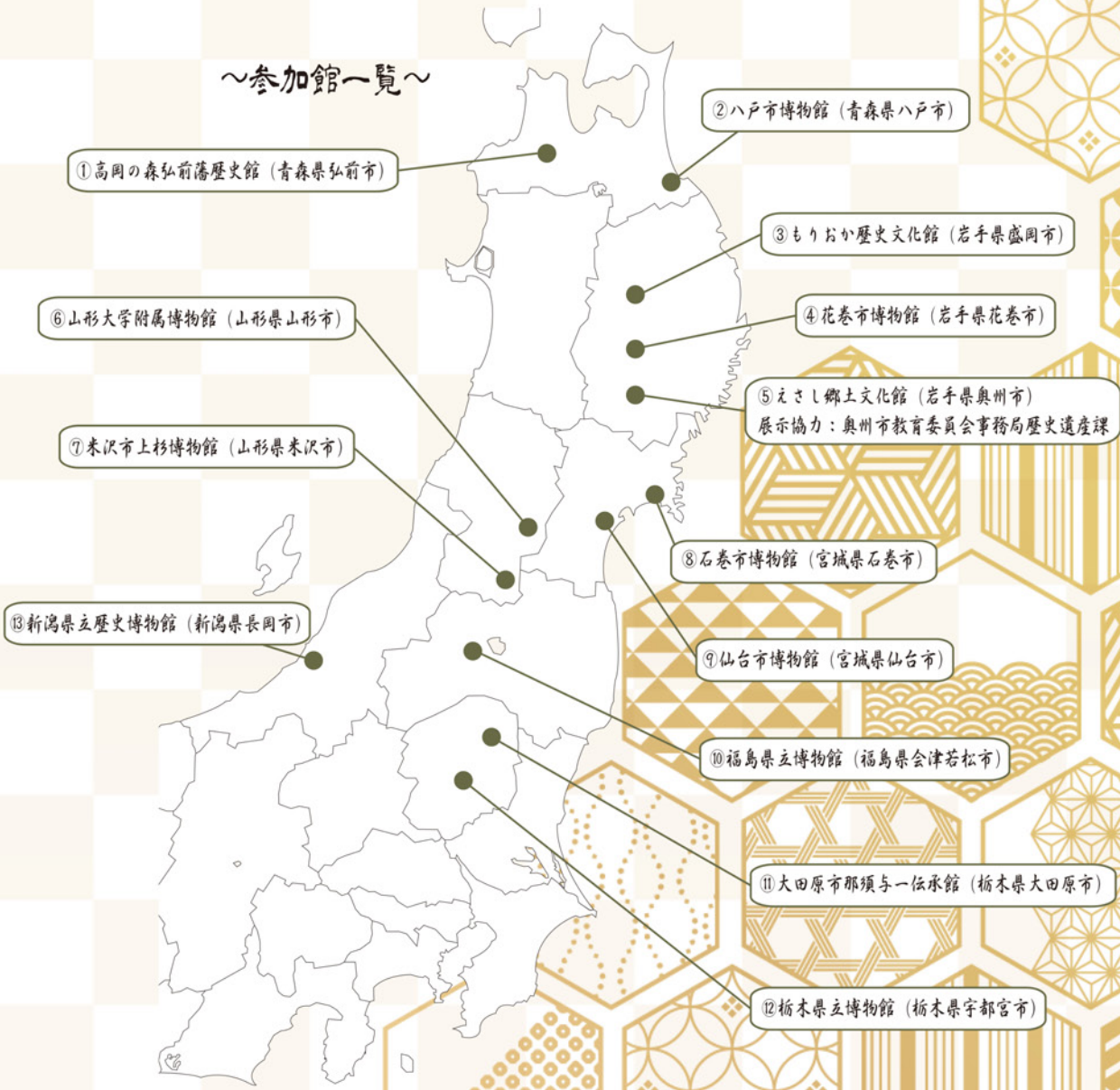
翌天正19年(1591)一揆鎮圧のための軍が動員された。蜂起によって揺り戻された仕置をやりなおす「奥羽再仕置」が行われ、豊臣政権の世が訪れた。

令和3年(2021)は、奥羽再仕置によって秀吉の天下統一が完成してから430年という節目の年になります。

これに関連する地域の資料館・博物館が連携して奥羽再仕置430年を記念する展示等を令和3年度に実施し、

日本史上の大きな転換点となった奥羽再仕置の意義を再評価したいと思います。

～参加館一覧～



I 小田原攻めと奥羽仕置

天正 15 年（1587）末、九州攻めを終えた豊臣政権は関東・東北の諸大名へ「惣無事令」を発し、私戦を禁止するよう命令しました。「惣無事令」には、これまで諸大名の間で行われてきた領土紛争を禁止することにより、所領の裁定は秀吉が行うこと、さらに村落レベルに至るまでの細かな私戦も禁止することにより、豊臣政権へ権力を統一させる意図がありました。しかし、大名の中には惣無事令を受け入れない者もありました。関東最大の戦国大名である小田原の北条氏は、惣無事令の発令後も、近隣の対立勢力と軍事衝突を繰り返しています。

こうした中で、豊臣秀吉は天正 18 年（1590）2 月、惣無事令を無視して軍事行動を続ける北条氏に対して討伐軍を派遣します。秀吉は、徳川家康に先鋒を命じ、その後全国の大名へも小田原への出兵を命じます。いわゆる小田原攻めです。この命令にも、秀吉が全国の大名を統率し、権力の集約を図るといった意図がありました。

これに対する陸奥国内の動きとして、南部信直や伊達政宗など参陣の命令に従う戦国大名がいた一方、胆江地方を支配していた葛西氏など、参陣しない戦国大名もありました。小田原攻めが豊臣方の勝利に終わったのち、秀吉は小田原から宇都宮へ向かいます。関東・奥羽の諸大名も宇都宮へ出頭し、ここで秀吉により奥羽諸大名に対し仕置が行われました。以後天正 18 年中に豊臣政権によって奥羽支配のため行われた仕置を「奥羽仕置」と呼びます。宇都宮で行われた仕置の主な内容は、秀吉が発した小田原参陣の命を受け、従った大名に対してこれまで持っていた所領の安堵を行うこと、家臣が居住する諸城を取り壊し、諸領内における城館は一つとする命令の発出でした。小田原に参陣した大名のほとんどは所領が安堵されましたが、中には伊達政宗のように、惣無事令発出後に会津の蘆名氏を滅ぼすなどの軍事行動をとったことを秀吉に咎められたことにより、一部の領地を認められず、滅封される大名もありました。

宇都宮での仕置を終えた秀吉は、次いで会津に入り、さらに奥羽の各地へ仕置軍を派遣します。この仕置では、小田原参陣の命を果たさなかった大名の所領を没収したのちその領地へ新領主を配置すること、そして刀狩や検地が行われました。葛西氏は前述のとおり小田原に参陣しなかったため、この仕置において所領没収となります。当時の胆江地方は葛西氏の家臣として胆沢郡を柏山氏が、江刺郡を江刺氏が、それぞれの郡主として治めていましたが、両氏も所領を失うこととなります。

その他にも、和賀氏（和賀郡）・稗貫氏（稗貫郡）・大崎氏（志田郡、玉造郡、加美郡、遠田郡、栗原郡）など、奥羽各地の領主らが、所領没収の処分を受けました。

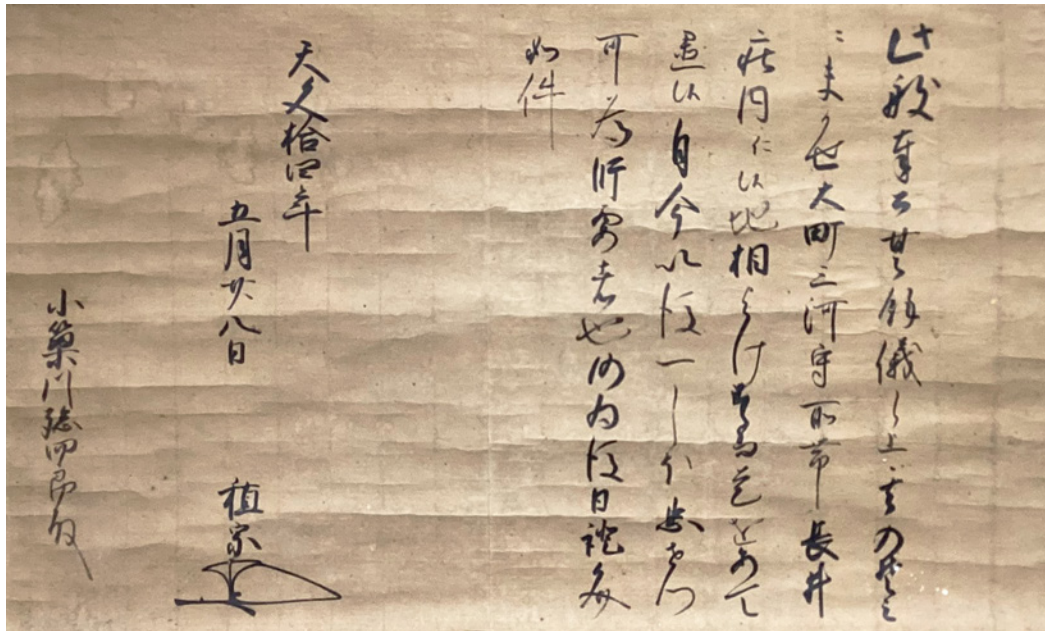
所領没収となった地域は、いったん豊臣氏の管轄下におかれ、秀吉が率いてきた仕置軍による検地が行われました。胆江地方は、浅野長吉が検地を担当しています。

奥羽仕置によって行われた検地は、それ以前に秀吉が行ったいわゆる太閤検地とはいくつかの相違点がありますが、それまで諸国で異なっていた年貢徴取のための収穫高の計算方法を統一するため、測量単位や、土地の質に応じた見積収穫高などが統一されるなど、太閤検地の方式が多く適用されました。これは、諸領主の知行高を統一した基準の下で確定させ、豊臣政権下として編成する諸大名の軍役負担を決定するためのものです。この政策からも、独立した戦国大名としての性格を薄れさせ、諸大名を豊臣政権の軍役体制に組み込むという秀吉の意図がありました。



岩谷堂城跡の眼下を流れる人首川。右側の急崖上に岩谷堂城が立地し、江刺氏による江刺郡支配の拠点となっていた。正面には江刺・胆沢平野が広がり一望できる。

戦国時代の東北地方



此般奉公無余儀候上、其のそし
 二まかせ、大町三河守所帯、長井
 庄内に候地、相よけす候而、是をあて
 置候、自今以後一しほ忠せつ、
 可為肝要者也、仍為後日證文
 如件

天文拾四年

五月廿八日

植宗

小梁川孫四郎宛

此般奉公無余儀候上、其のそし
 二まかせ、大町三河守所帯、長井
 庄内に候地、相よけす候而、是をあて
 置候、自今以後一しほ忠せつ、
 可為肝要者也、仍為後日證文
 如件、

天文拾四年

五月廿八日

植宗 (花押)

小梁川孫四郎殿

伊達植宗安堵状 (小梁川孫四郎宛)

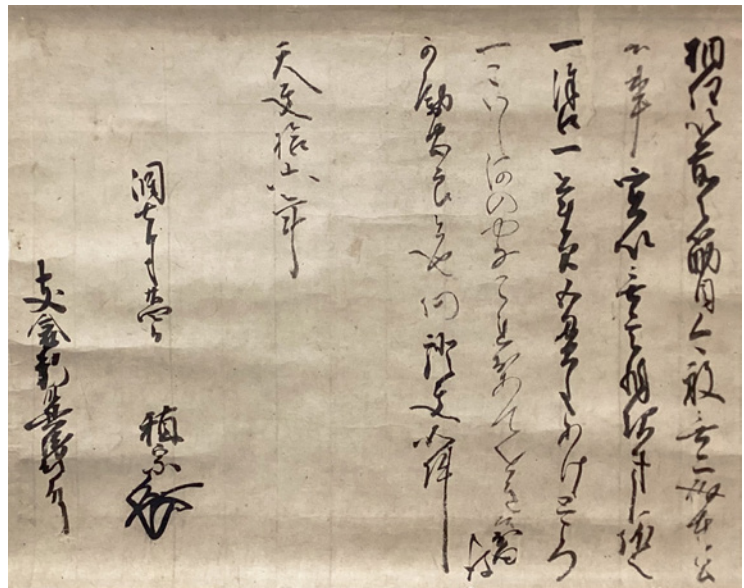
天文 14 年 (1545)

えさし郷土文化館

伊達植宗が小梁川孫四郎の奉公を労い、出羽国長井荘の一部を所領地として孫四郎に与えたことが記される。天文の乱の最中でもあり、小梁川氏が植宗に属して活躍していたことが分かる。

長井荘は出羽国置賜郡に属し、西部の朝日山地、東部の出羽山地の白鷹丘陵に囲まれ、中央部に最上川が北流する長井盆地の中心部。当初の地頭は関東御家人の長井氏であったが、伊達氏、蒲生氏の領有を経て、慶長 3 年 (1598) 以降は上杉氏の所領となる。

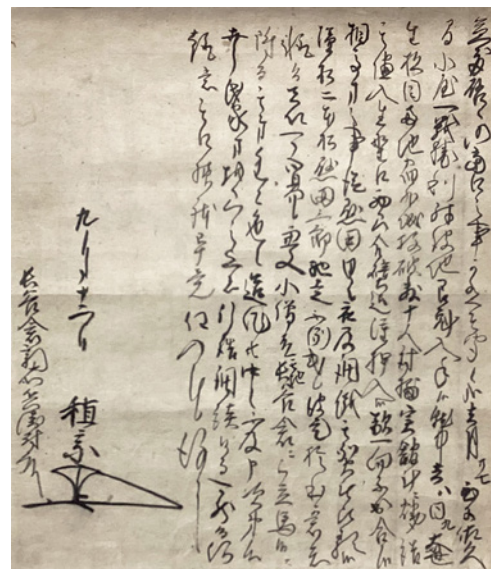
なお、「奥羽再仕置」後に伊達政宗が、岩出山へと減転封され、長井荘などの旧領が没収されると、小梁川氏は江刺郡上口内へと移り、江戸時代には野手崎村に所拝領となって幕末まで同地を治めた。



伊達植宗安堵状（支倉新右兵衛尉宛）

天文 16 年（1547）

人首文庫



伊達植宗書状（長谷倉新右兵衛尉宛）

（天文 12 年）

人首文庫

相任以前之筋目、今般無二儀奉公候事、宜以無是非次第候、依之、一沢口、一年貢五貫文わけ候ところ、一こいし河のやな、これおあてをき候、於向後可励忠節者也、依証文如件、

天文拾六年

潤七月廿四日 植宗（花押）

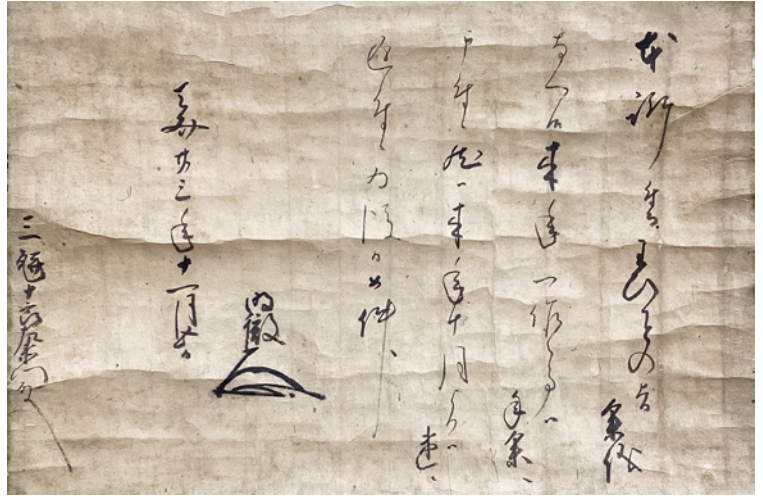
支倉新右兵衛尉殿

急度啓候、依当口之事、可有其聞候哉、去月廿七至に佐久間小屋一戦勝利、殊彼地即剋入手候、就中去八回九大笹生・杉目両地宿外城攻破数十人討捕実館計二焼詰、其俣入生野口西州合壁迄雖押入候、敵一向不出合候、相馬方之事、從懸田日々夜及調儀其烈無比類候、塩松・二本松・懸田三郎馳走不例違候、彼是於本意者趣旨を以可心易候、兼又小僧殿其地長谷倉二被立馬候二付而、其方近々色々造作共、中々不及申次第候、世々氏家方越候へ之上者、引詰調談候而可然候、依趣意其口様体畢竟任入存候、謹言、

九月十二日 植宗（花押）

長谷倉新右兵衛尉殿

支倉新右兵衛尉に宛てられた伊達植宗の文書。年付の無い9月12日付の文書は、植宗の花押型から天文12年のものと推定される。当時は、伊達植宗・晴宗親子の争いに端を発して、周辺の大名家・国衆を巻き込む争乱となった「天文の乱」の最中である。文中にも、「小僧殿」(大崎義宣)、「相馬」・「塩松」・「二本松」といった伊達領周辺の人々が見える。この文書から分かるように、天文の乱では新右兵衛尉は植宗に従って活動していた。



岩城重隆書状（三瓶十郎左衛門宛）

天文 23 年 (1554)
えさし郷土文化館

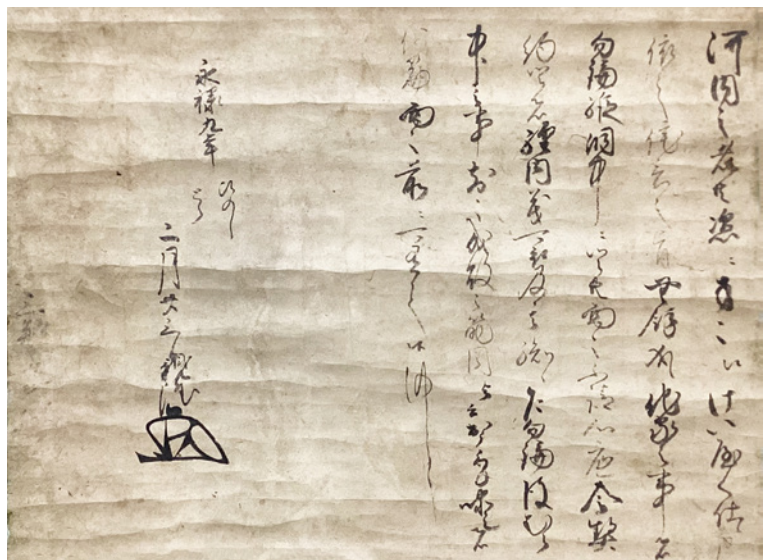
岩城重隆（明徹）は陸奥国南部の岩城郡を本拠とした戦国大名。三瓶十郎左衛門も岩城郡周辺に所領を持つ一族とみられるが未詳。本文書には断片的な情報しかないが、重隆と十郎左衛門の間には軋轢があったらしい。

本訴付而、わむことの旨参儀
なく候、来年一作之事ハ、手参へ
申付候、然ハ来年十月よりハ速ニ
返付候、為後日如件、

明徹（花押）

天文廿三年十一月五日

三瓶十郎左衛門殿



岩城親隆書状（三瓶某宛）

永禄 9 年 (1566)
えさし郷土文化館

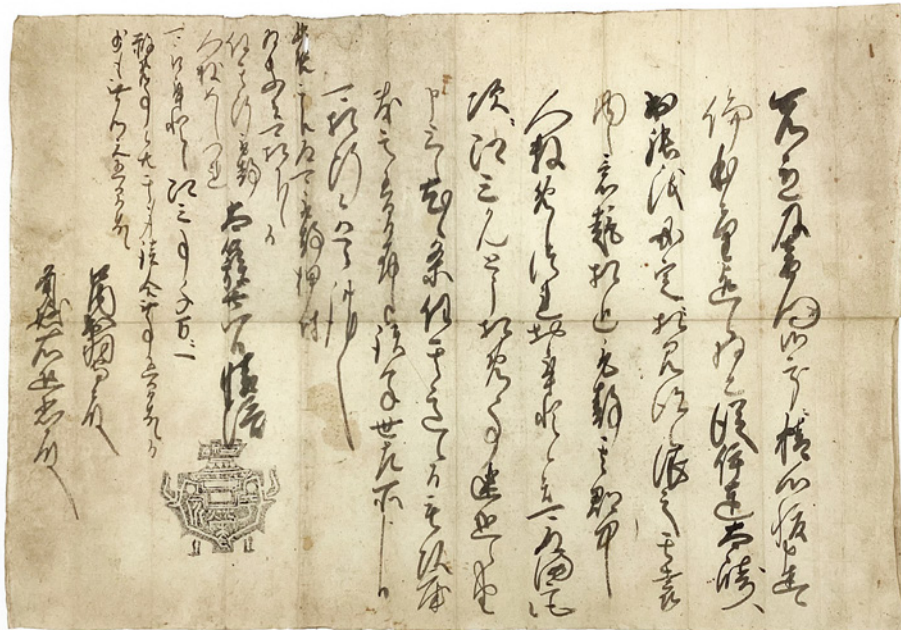
岩城親隆は伊達晴宗の実子で、岩城重隆の養子となり、岩城氏を継いだ人物。本文書には、「洞中」（当主との族縁関係を中心にした共同体）、「筋目」（領域の境）といった戦国時代の文書に特徴的に現れる用語がみられ、親隆の家中統制や外交姿勢が窺える。

河内之者共、恣ニ方々江けいやく仕候、
依之託言之旨、無余義、他家之事者、
勿論縦洞中に背共、面々不請心底、今契
約背者、纏同義可被及其□々太勿論後むら
中之事、知々成破之筋目（与／云）ほう□味之者、
伺篇面々前ニ可有之候、謹言、

永禄九年（ひのえ／とら）

二月廿三日親隆（花押）

三瓶□



先立及音問候処ニ、精心服申達候、

偏本望迄候、将亦從伊達太崎へ

出張儀、必定ニ相見得候、依之、其表

内々意趣相廻取静、其郡中

人数めしつれ、於被半登候者、可為満足候、

次ニ江三かんとう相免候事、迷惑之由、

申上候、尤候条、任其意候間、毛頭床

敷是有間布候、諸余世左所より

可相断候、恐々謹言、

(追書)

追啓、其口為可取静、押付

為使者、可相下候間、

任其断取静、

人数めしつれ、

可被半登候、江三事、千万二一

赦免事候共、其身談合、無事有間敷候間、

少も無心元有間敷候、

太簇廿八日 晴信 (黒印)

口内出羽守殿

角懸右近丞殿

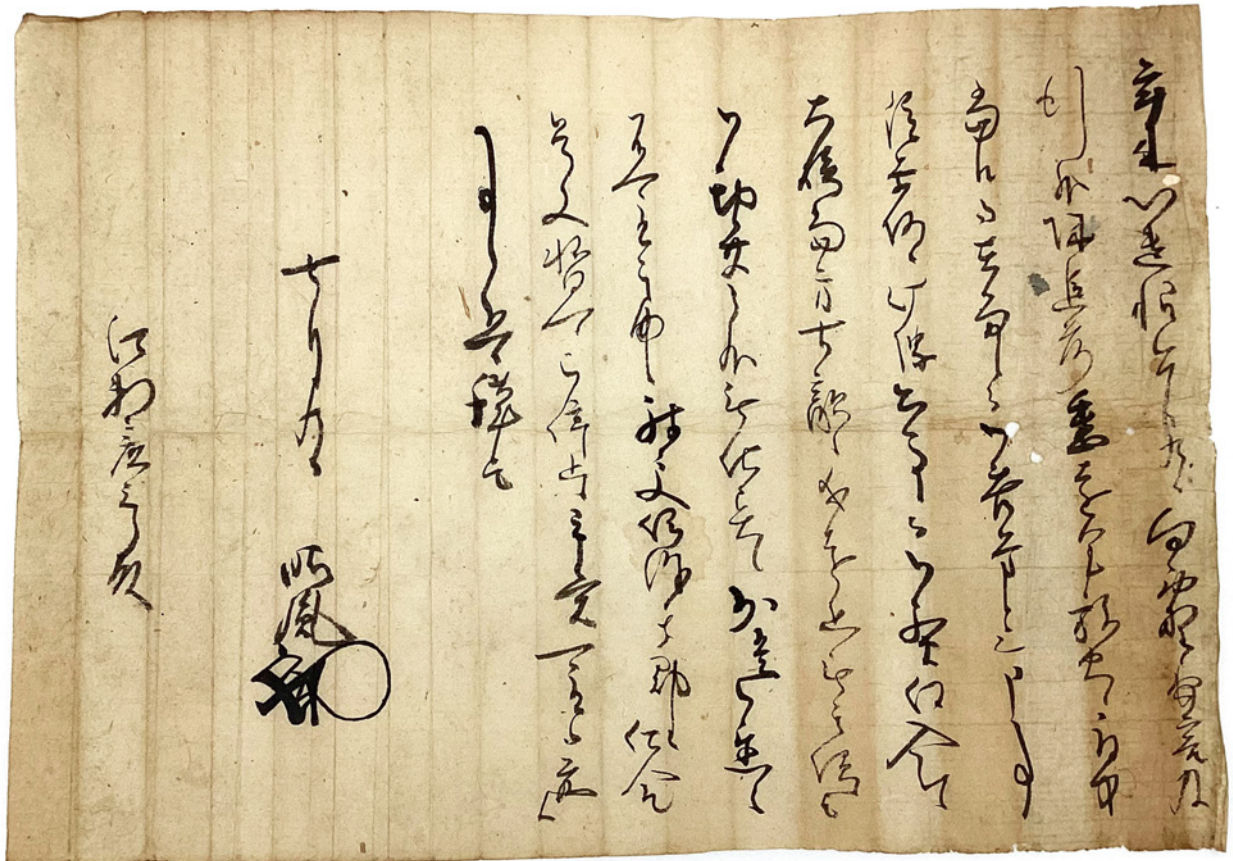
葛西晴信書状 (口内出羽守・角懸右近丞宛)

天正 16 年 (1588)

個人蔵

葛西晴信は、葛西氏の当主。宛所の「口内出羽守」は江刺郡口内、「角懸右近丞」は同郡角懸を本拠とする人物で、江刺氏の重臣とみられる。本書状は、天正 16 年に起こった伊達政宗と大崎義隆の間で発生した大崎合戦直前のもので推定され、晴信が合戦の情報を得て、江刺氏にも郡中の武士を動員して参陣するよう求めている。この時の葛西氏の動きは明らかでないが、大崎合戦自体は最上氏の援軍を得た大崎氏の勝利で終結する。なお、この合戦で留守政景の義父である黒川晴氏が伊達氏から大崎氏に寝返ったため、奥羽仕置で黒川氏が改易された際に、政宗から晴氏の切腹が命じられるが、政景の取り成しで助命されている。

この時、江刺氏が郡中の軍勢を動員するにあたり問題となったのが、「江三」(江刺三河守か)の赦免を巡る問題である。三河守は晴信から「かんとう」(勘当)されていたらしいが、晴信が赦免しようとしており、このことに反発した江刺氏(当時の当主の江刺重恒か)赦免取り消しを求めている。晴信も、江刺氏の軍勢を動員したい思惑からか、江刺氏からの要求に応じ、改めて追書で軍勢の動員と三河守の赦免取り消しを述べている。このように、当時の江刺氏は葛西氏の権力下にある一方で、自身の意思を強く主張することもでき、葛西領国の微妙なバランスがここに表れている。



年来以遺恨、今月九日向西野要害及
 行、外城追落、悉遠軍放火候、夏中
 当口御在留候而、御苦勞候上、申事
 雖奈何候、此堺出馬候而、御憑任入計候
 大崎当方古敵之義、遠近無其隱候歟、
 御勘弁之外無他意候、小裳御遅々
 不可有宇曲候、殊更伊沢其郡之仕合、
 是又暫可被停止候、畢竟可有御前候
 事候、恐々謹言、

七月九日 晴胤（花押）

江刺彦三郎殿

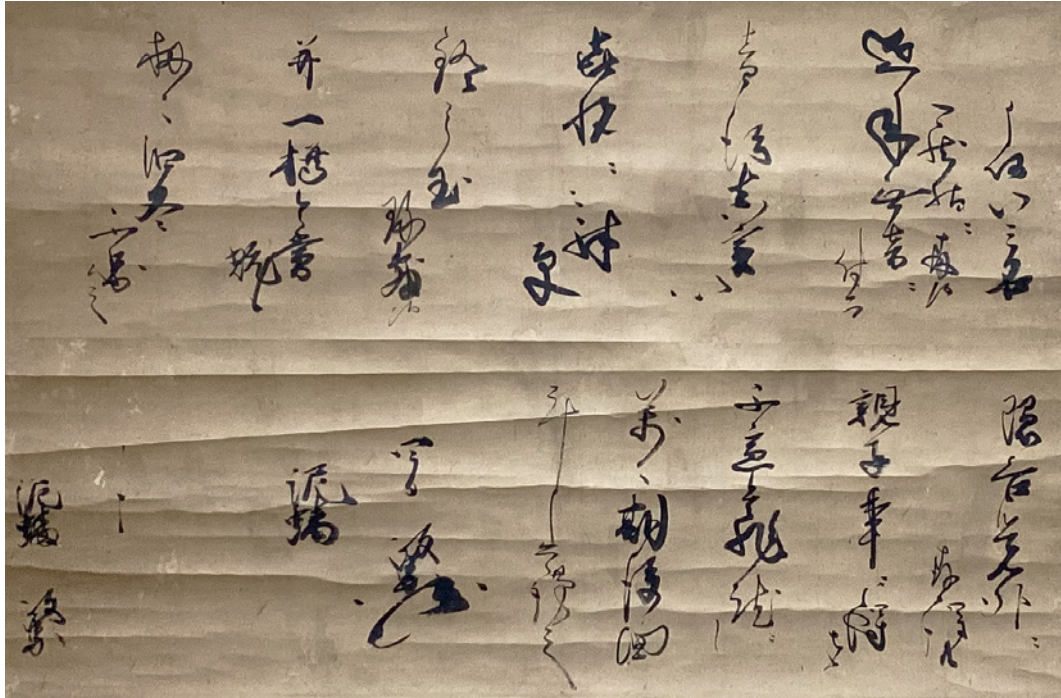
葛西晴胤書状（江刺彦三郎宛）

（天文21・22年頃か）
 個人蔵

葛西晴胤は、晴信の父で葛西氏の当主。

伊達植宗の実子で、葛西氏の養子となり、「晴」の字は將軍、足利義晴からの偏諱である。宛所の江刺彦三郎は未詳。

本書状は、胆沢郡と「其郡」（江刺郡）での合戦の停止を晴胤が求めていることから、黒石（当時は胆沢郡）周辺で合戦が起きていた天文21・22年頃のものだと推定される。彦三郎は晴胤に従って一度晴胤の下に出陣しており、この時、大崎氏との合戦に備えて再度出兵を求められている。



自何、い三名
 可然様ニ存候
 近来無音ニ候付而
 音信真実以
 喜悦〃〃、殊更
 鈴之玉珍敷候、
 并一樽合賞翫候、
 扱々旧冬不凶之

隠居、覚外ニ
 存候得共

親子事ニ候得者、
 不慮是非訖ニ候、
 万々期後面

計候、恐々謹言、

四日 政宗(花押)

泥蟠

泥蟠 政宗

伊達政宗書状(小梁川泥蟠齋宛)

天正15年(1587)
 えさし郷土文化館

小梁川盛宗に宛てた伊達政宗自筆の書。自署・花押から天正15年5月と推定されている。

小梁川盛宗は伊達輝宗・政宗父子に仕えた惟幄の謀臣で、通名は中務。輝宗の死後に入道して泥蟠齋と号した。政宗の代においても常に左右に侍して軍議に参画するなど、軍師として政宗を支えた。



人取橋合戦絵図

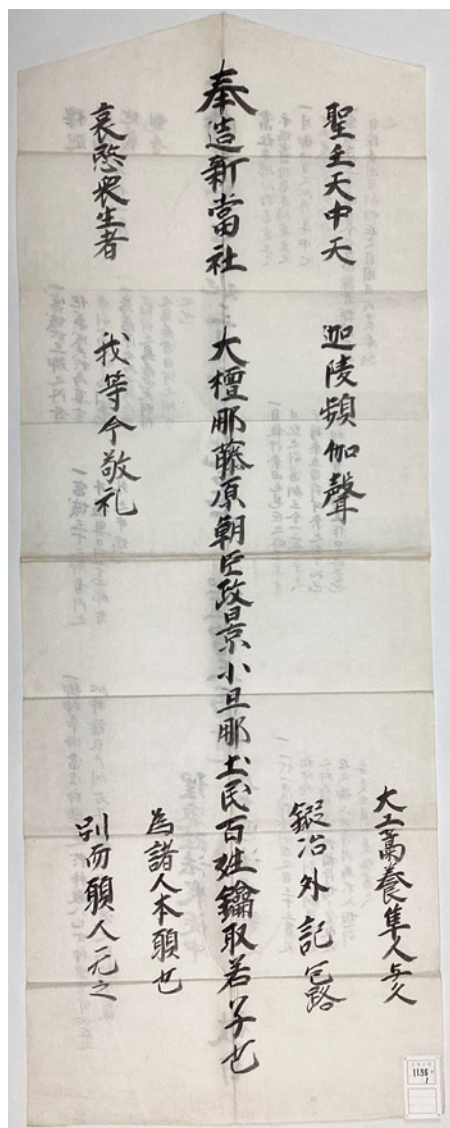
江戸時代
武家住宅資料館

室町幕府の崩壊による奥州探題の権威喪失や、陸奥・出羽両国に一定の影響力を振っていた伊達晴宗の死去。伊達氏と蘆名氏の対立や伊達氏の集権化に反発する周辺諸大名の思惑などを背景としながら、「奥羽仕置」以前の陸奥国南部は緊張状態にあった。

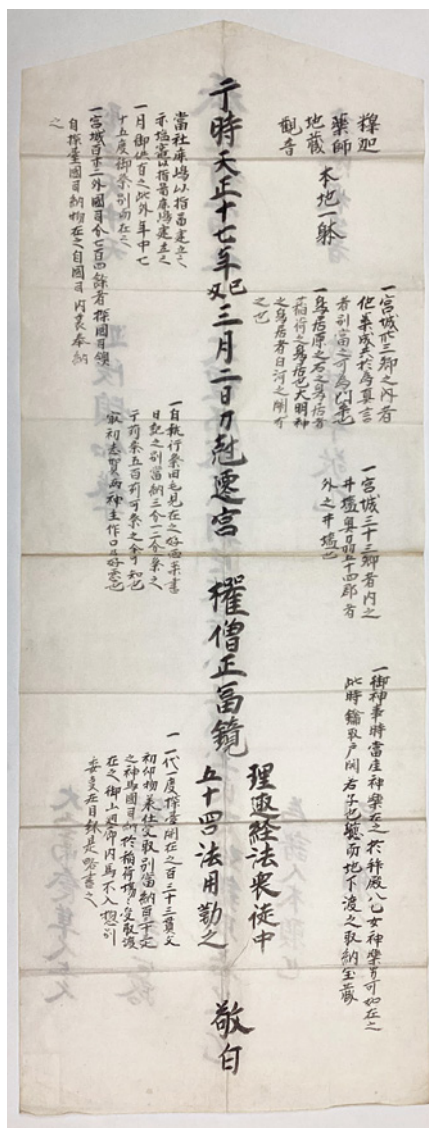
天正 13 年 (1585)、伊達氏への投降を装った二本松城主、畠山義継は伊達輝宗を拉致。輝宗は義継もろとも不慮の死を遂げ、父の弔い合戦と称して伊達政宗は挙兵。畠山氏・佐竹氏・蘆名氏・岩城氏・石川氏・白河氏など北関東から南奥の諸大名の連合軍を相手に、陸奥国安達郡の瀬戸川に架かる人取橋付近で戦火を交えた。

絵図では本宮城外の観音堂に陣を構えた伊達軍が北上する連合軍を迎え撃つ様子を色彩豊かに描き、合戦に参戦した武将が名を連ねるなど、政宗の生涯における激戦を伝えている。赤丸で表記された伊達御本陣の左脇に構える伊達上野介政景は、のちに水沢伊達家の祖となった留守政景であり、政景に率いられた留守家臣団の奮戦もうかがわせる。

(表) 奉造新當社 大檀那藤原朝臣政景小且那土民百姓鑰取若子也



(裏) 于時天正十七年己丑三月二日刀尅遷宮 權僧正富鏡 敬白



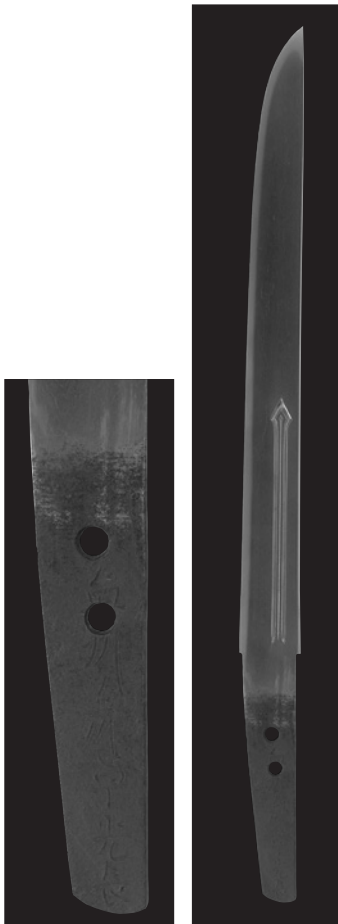
塩竈神社棟札写

天正 17 年 (1589)
水沢図書館

塩竈神社の創建については定かではないが、初出は9世紀の『弘仁式』。文治6年(1190)に源頼朝は伊沢家景を陸奥国府留守職に任じ、以降伊沢氏は職名から留守を名字として名乗り、同地を治めながら塩竈神社の神事を司った。また、武家としても伊達氏と縁戚関係を結んで繰り返し養子を迎え、この時期には伊達晴宗の子、政景が当主であった。

伊達氏による塩竈神社への崇敬は厚く、政宗が社殿を造営したのをはじめ、歴代藩主が社殿修築や社領、太刀、神馬等の寄進を行い領内に信仰圏が形成された。なお、水沢要害所在地の村名も当地鎮座の塩竈神社(現駒形神社)から塩竈村と称した。

戦と武具

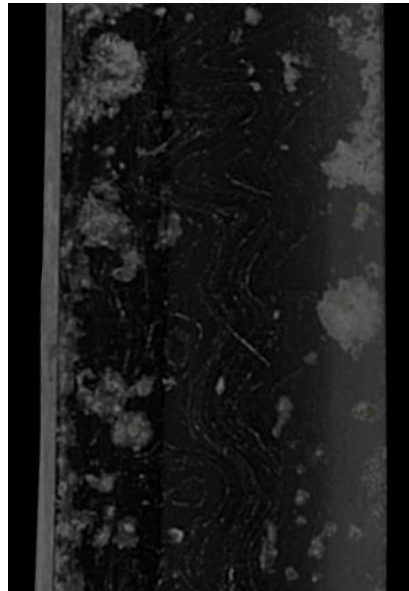


短刀 銘 奥州舞草光長

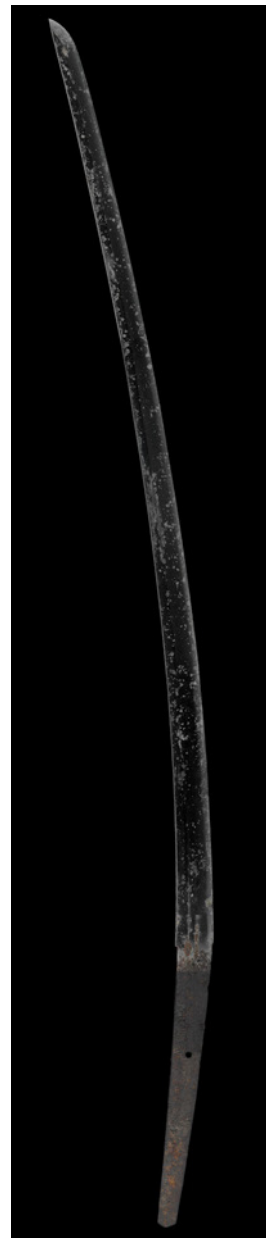
室町時代
えさし郷土文化館

舞草刀は平安時代から室町時代にかけてその名声を博した奥州刀の代表格で、最盛期は平泉藤原氏の時代とも伝えられる。刀工たちは当初、磐井郡の舞草（一関市舞川地区）を拠点としており、鎌倉期以降は東北地方を中心にその作刀技術を広めたと考えられている。陸奥国の「寶壽」、出羽国の「月山」に特異な鍛肌である「綾杉肌」がみられ、北陸では越後の「桃川」、遠隔地では九州薩摩の「波平」がその系統として知られる。

本作は太い板目が渦巻いてつまる地鉄の綾杉肌を特徴とする舞草刀の典型。室町時代の作とみられ、「光長」の個名も珍しい。



「綾杉肌」の地鉄



太刀（銘 来國光）

室町時代
人首文庫

天正 18 年 (1590)、佐伯帯刀が葛西左京大夫晴信より感状とともに贈られた太刀と伝えられるが、茎に刻まれた「来國光」の刀工銘は偽銘である。

来國光は鎌倉時代から南北朝時代にかけて活躍した山城鍛冶（京都）を代表する刀工で、傑作が際立って多いことで知られる。

本作は地鉄模様に「綾杉肌」と呼ばれる特異な鍛法が示されることから、出羽国月山の麓を拠点とした月山派鍛冶による作風であることが分かる。その特殊な鍛肌から「月山肌」の異名でも称され、近隣刀工では陸奥国の「舞草」「寶壽」の系統にのみその特色がみられる。



刀 銘 備州長船祐定
元龜二年八月日

元龜2年(1571)

個人蔵(えさし郷土文化館収蔵)

備前長船(岡山県長船町)には平安時代から脈々と続く刀工一派がいたが、鎌倉時代以降は刀鍛冶の本場として発展し、優れた刀工を輩出。質・量ともに他地域を圧倒し、刀剣の一大生産地として長年にわたり隆盛を極めた。

祐定は室町後期に最も名の知られた備前刀を代表する刀工名であり、最上作の与三左衛門尉を頂点として数々の有品を作刀。数十にもおよぶ同名刀工が長い期間にわたって作刀を行った。



赤羅紗地月格子紋陣羽織

江戸時代

個人蔵(えさし郷土文化館収蔵)

赤の羅紗地、襟は青羅紗で裏地は麻布。背に岩谷堂伊達家の定紋である月格子が付され、背縫いに総角結びの飾紐が付いた陣羽織。

「月格子紋」は室町時代初期に磐城地方(福島県)を統一した岩城氏の表紋。

岩城氏の家督相続を巡って同氏を追われた岩城政隆が伊達氏に迎えられ、一門に列したのち、伊達忠宗の七男、宗規が岩城氏の名跡を継いだ。以後は宗規を初代とする岩谷堂伊達家が自家の紋として使用している。



鉄地黒漆塗五枚胴具足

江戸時代
南鱗文庫（えさし郷土文化館収蔵）

岩谷堂伊達家に伝えられたとされる具足で、明珍派の甲冑師による寛文年間(1661～72)頃の作といわれている。

明珍は甲冑師の家名で、鎌倉時代初期に馬具の製作を手掛ける紀宗介が開祖とされ、室町時代から甲冑と鉄鏝の製作を行い桃山時代に全盛を迎えて一派は全国に展開。仙台藩祖である伊達政宗の甲冑も小田原の明珍宗久の作として知られている。

本作は兜の吹返し部に伊達家の定紋の一つである九曜紋が設えられており、胴部は黒漆塗の五枚の鉄板からなる五枚胴である。



鉄地黒漆塗五枚胴具足

江戸時代
個人蔵（えさし郷土文化館収蔵）

前立は金箔押の八日月形で、胴は黒漆塗の五枚の鉄板、兜は筋兜。黒漆塗りの五枚胴は伊達政宗が好んだ具足で、政宗以後は仙台藩の歴代藩主や家臣たちもこの具足形式を踏襲したことによって、五枚胴は別名「仙台胴」とも呼ばれた。

加藤清正画像

(江戸時代)
奥州市教育委員会

加藤清正是豊臣秀吉に小姓として仕え、賤ヶ岳の戦いで武功を挙げたことで「賤ヶ岳の七本槍」の一人として称賛された。「文禄・慶長の役」による朝鮮出兵では、僅か1ヵ月で朝鮮の首都、漢城を占拠し、遠く満州地方まで進軍。虎退治の逸話なども伝えられる。また、「築城の名手」としても知られ、熊本城や名古屋城の築城にその手腕を発揮した。

本図は急崖に佇み、「南無妙法蓮華経」の記された旗印を掲げる清正を繊細に描く。遠方から軍旗をたなびかせて迫る明王朝軍に対峙する姿は、清正の勇猛果敢さを伝えている。他方で秀吉の病死による撤退とその後の豊臣氏の衰退をも暗示する一幅といえよう。



Ⅱ 仕置の終了と一揆の勃発

天正18年（1590）8月から行われた奥羽仕置により奥羽両国の諸氏は豊臣政権下に置かれ、新たな体制のもと生きることとなりました。その中には、南部信直や伊達政宗のように小田原へ参陣し領地を認められる者もいれば、参陣せず所領を没収される者もいました。また、仕置により進められた検地は、統一的支配を図るため、以前から太閤検地で採用されてきた単位や収穫高の計算方式など、豊臣政権基準で行われました。こうした仕置以前とは異なる奥羽の支配体制に対して不満が高まります。同年9月から、領地を没収された者、新たな支配体制に不満をもつ者たちにより、奥羽の各地で一揆が発生します。当初一揆が発生した地域は出羽国で、9月に仙北・由利一揆が、10月に庄内・藤島一揆が発生し、その後、陸奥国各地でも一揆が起こります。

胆沢地方は、天正18年（1590）10月初めまでには北に接する和賀・稗貫郡も含めて、旧領主から接收した地域の仕置が終了、浅野長吉は撤退しており、その後は木村吉清父子が領主として統治にあたっていました。直後に一揆が勃発します。

伊達輝宗から慶邦までの歴代の出来事を記した「伊達治家記録」によれば、奥羽仕置後も旧領主である葛西・大崎両氏の旧臣らが当地を離れられずにいたところ、新領主である木村氏の家臣らが乱暴狼藉を働いたため、旧臣らが中心となり胆沢郡柏山において一揆を起し、木村家臣を討ったといえます。木村氏の家臣らが乱暴狼藉などの反感を買う行いを取っていたかは、この胆沢郡柏山において発生した一揆の様子を記録した資料が他になく定かではありませんが、この一揆の他にも奥羽各地で奥羽仕置後の新体制に対する一揆が発生していることから、大きな要因は奥羽仕置による政策と新体制に対する現地勢力の反発だったと考えられます。

胆沢郡での一揆に引き続き、江刺郡においても一揆が発生します。このころの江刺郡では仕置により所領没収となった江刺氏に代わり、溝口外記が浅野長吉の指示により目代として岩谷堂城に入城し支配にあたりましたが、一揆勢の攻撃により外記は打ち取られ岩谷堂城は占拠されました。

同じころ、大崎氏の旧領であった岩出沢（現宮城県大崎市）でも、大崎氏の旧臣らにより一揆が発生します。これらに端を発し、一揆は旧葛西・大崎領に拡大しました。

一揆の勃発に際し、領主の木村吉清父子はこれを鎮圧することが出来ず、佐沼城（現宮城県登米市）にて一揆軍に包囲されてしまいます。



図1 奥羽仕置後の大名配置図

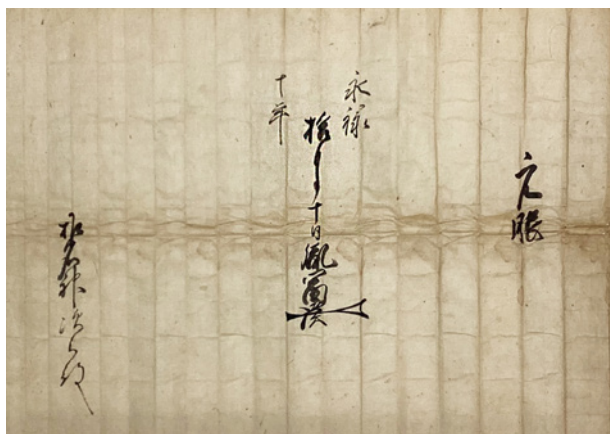
出典：八戸市史編纂委員会（2015）『新編八戸市史 通史編Ⅰ 原始・古代・中世』掲載図をもとに筆者が作成、一部加筆修正した。

奥羽仕置

元服

永禄
拾月十日 胤富（花押）
十年

椎名神次郎殿



千葉胤富元服状（椎名神次郎宛）

永禄 10 年 (1567)
奥州市教育員会

椎名氏は下総国匝瑳南条庄を本拠とする一族。

本文書は、椎名神次郎の元服に際し、下総千葉家当主の千葉胤富が与えた元服状。椎名神次郎の子孫は小田原攻めの後に没落して各地を流浪し、江戸時代に入ってから水沢伊達家に仕官した。そのため、この文書が水沢に伝えられることとなった。

定

（包紙）
椎名木工助殿

一本鍔 金銀之間何与成共可

推、多少ハ随意、武

者出立、甲立物、

具足、手蓋、指物、しない

長サ一丈二尺、

已上

右、少給之書上二候間、一人歩二ハ

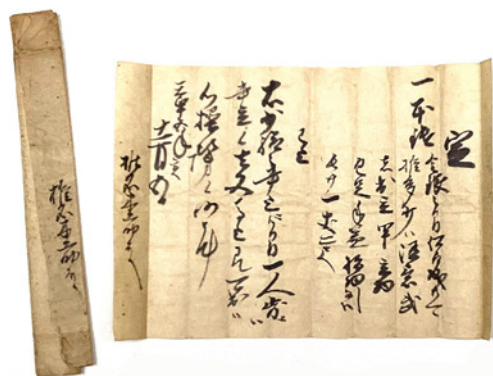
書立候、去又馬上衆可出ハ、

心操次第候、仍如件、

天正十五年丁亥

十二月五日

椎名木工助殿



北条氏政カ着到定書案（椎名木工助宛）

天正 15 年 (1587)
奥州市教育委員会

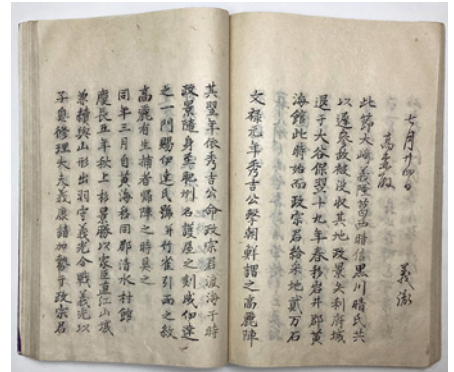
後北条氏は、領内の武士に軍役を課す際に、武装等を具体的に指示していた。本文書もその一つで、北条氏政が地域の担当者にまとめて指示したものを、更にその担当者から担当地域の武士へ個別に指示を送った際のものである。同様の文書は後北条氏領内だった地域に多く残されており、このような軍役賦課体制が広く構築されていたことが分かる。

天正 15 年は、秀吉による九州攻めが完了し、総無事令に従わない後北条氏への圧力が強まっていた時期。この文書は、秀吉による後北条領への侵攻の危機という緊張状態を背景に出されたものである。

留守氏家譜（義）

（明治時代）
水沢図書館

留守政景は、小田原攻めに参陣せず、大崎氏・葛西氏・黒川氏などと共に改易された。当時、留守氏は伊達氏に服属している状況であったが、伊達領とは別個に所領・家臣を抱えている半独立の領主であったため、伊達政宗の参陣だけでは所領没収を免れなかったようである。なお、当時の黒川氏の当主黒川月舟斎（晴氏）は、政景の義父である。月舟斎は改易後、政宗に切腹させられそうになるが、政景の取り成しで免れている。



平姓八幡氏宗族譜草稿

（明治時代）
奥州市教育委員会



八幡氏は陸奥国宮城郡に隣接する八幡庄を本拠とする一族。戦国時代に留守氏の助勢で家督争いを鎮めており、その影響で小田原攻めの頃には留守氏への家臣化が進行している状況であった。そのため、八幡氏も留守氏と同時に所領を失い、この後はその家臣となって近世を迎えることとなった。

岩城氏は、関ヶ原の合戦で当主岩城貞隆（佐竹義宣の弟）が西軍に属したため改易された。これにより、三瓶氏や猪狩氏など岩城旧臣は浪人になり、一部が伊達氏に仕えることとなった。彼らは、初めに胆沢郡浅野に所領を与えられ、その後江刺郡岩谷堂に移り、岩谷堂伊達家成立に伴い、同家預かりの御給主となった。

『武備盛衰記』は、彼ら岩谷堂伊達家預かりの御給主たちが共有していた歴史を記した書物であり、特定の集団の歴史観を窺い知れる珍しい資料である。彼らの歴史は、小田原攻めから始まっており、この出来事が東北地方に大きな衝撃を与えたのかが分かる。

武備盛衰記

延享2年(1745)
えさし郷土文化館



Ⅲ 奥羽再仕置軍の派遣

天正 18 年 (1590)9 月から奥羽各地で発生した一揆のうち、仙北一揆は 10 月に上杉景勝によって鎮圧されますが、葛西・大崎、和賀・稗貫、庄内藤島の一揆は年を越し翌 19 年 (1591) まで続きます。また 19 年 2 月には南部氏の一族である九戸政実が蜂起します。豊臣政権は一揆・反乱への対応を迫られることとなります。

葛西・大崎一揆に際しては、18 年に行われた仕置も一段落したことで白河辺りまで引き上げていた仕置軍奉行の浅野長吉が事態の知らせを聞き、会津周辺を治めていた蒲生氏郷、木村領の南側に隣接した黒川・宮城郡以南を治めていた伊達政宗らに、ひとまず領主木村吉清父子の救援を命じました。11 月 24 日、政宗らによって吉清父子は佐沼城から救出されました。

葛西・大崎一揆の鎮圧に先んじて、その方法と、後の領内支配が豊臣政権の新たな課題となっていました。19 年 2 月、秀吉により、木村氏が領していた旧葛西・大崎領は、一揆の鎮圧後に伊達政宗に与えられることが申し渡されます。当初は、一揆鎮圧の恩賞として政宗と氏郷に折半して与えられる予定でしたが、それでは元々会津地方に所領がある蒲生領に飛び地が生じてしまうという観点から、会津近くにあった伊達領を蒲生領とし、代替として政宗に葛西・大崎領すべてを与えることで、現在の岩手県南部から宮城県中部にかかる地方を伊達領、会津地方を蒲生領とする国割がとられます。

天正 19 年 (1591) 6 月、豊臣政権は東北各地で発生した一揆鎮圧と、再度検地や所領配分を行う「奥州再仕置」のため、豊臣秀次を総大将とする軍を編成し奥羽へ派遣します。

葛西・大崎一揆の鎮圧には、新たに領主となる伊達政宗が先んじてあたることとなります。政宗は 6 月 14 日に所領替えのため、旧領において本拠地としていた米沢を発ち、7 月初旬には一揆軍の拠点であった栗原郡佐沼城を陥落させて旧大崎領を制圧し、旧葛西領に入ります。8 月までには、旧葛西領の一揆も鎮圧され、葛西・大崎一揆は再仕置軍により平定されます。鎮圧までに旧葛西・大崎領の領主であった木村氏は一揆発生を咎められ改易となり、2 月に秀吉が申し渡していた通り一帯は伊達領となりました。

また、奥羽各地で発生していた一揆や反乱についても、再仕置軍により続々と平定、同年 9 月の九戸政実の降伏までにすべて鎮圧されます。

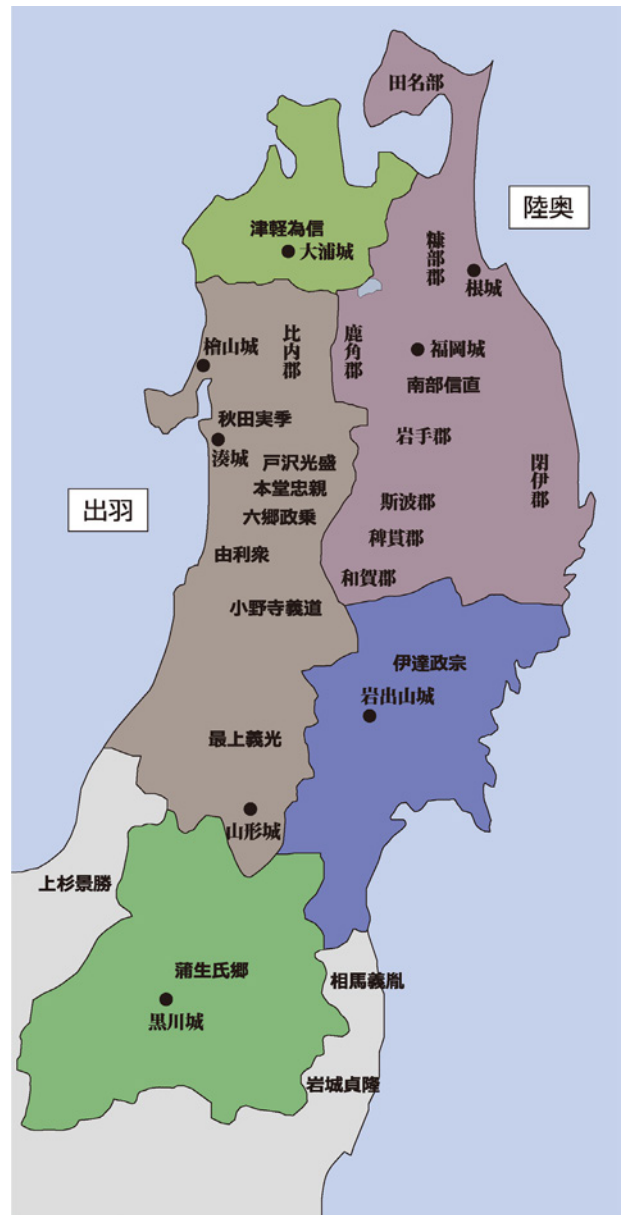


図2 奥羽再仕置後の大名配置図

出典：八戸市史編纂委員会 (2015)『新編八戸市史 通史編Ⅰ 原始・古代・中世』掲載図をもとに筆者が作成、一部加筆修正した。

葛西・大崎一揆

当表取付而、態之来簡本望候、
 随而此口之義、別而無異儀候、近日可及
 調義支度候、扱又氣合相違之由、無御心
 元候、寒天之刻不可有油断候、巨細之
 段、大越可申述候、恐々謹言、

霜月十五日 政宗（花押影）

流齋

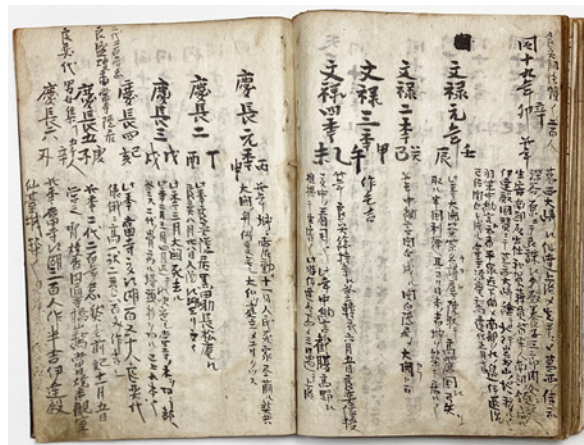


伊達政宗書状写（葛西流齋宛）

天正 18 年 (1590)

個人蔵

本文書は天正 18 年のものである。宛所の「流齋」は、葛西晴信の甥にあたる人物とされ、後に伊達政宗に仕えた。この文書が出された時期には既に葛西・大崎一揆が蜂起しており、鎮圧に向けて政宗が葛西氏の一族にも協力を求めていることが分かる。



正法年譜住山記

永正 10 年編纂

大梅拈華山圓通正法寺



永正 4 年から同 13 年 (1507 ~ 16) まで正法寺の住持を務めた寿雲良椿和尚が、それまでの古記録を整理して編纂し、その後、江戸時代初期まで代々の住持によって書継がれたもの。

前半部は、祖師の伝記、開山由来、法嗣帳、世代帳を中心としたもので法統の相承を明らかにし、「奥羽両国の本山」としての寺格が示されている。

後半部は「年譜」で、開山以来の事績が綴られ、住持の入山や遷化、寺領寄進、伽藍造営など。加えて黒石氏、江刺氏、柏山氏など近隣の氏族の動向や社会情勢が散見でき、中世資料としても極めて重要な価値を有している。

同（天正）十九年辛卯 此年葛西・大崎江、伊達上洛シテ、先年ニシテ葛西ノ侍衆
 深谷ノ原ニテ被誅、江刺殿養子三郎関処ニテ
 生害、南部殿出仕、和賀・稗貫皆牢人、南部ノ領ニ成ル、
 伊達殿国替ニテ、葛西・大崎給テ地行、岩出山ノ地へ移ル也、
 羽柴中納言ト云者、平泉迄下向シテ、南部ノ九ノ辺伊退治、
 已後関白ト成ル、

伊達家古文書写 一

(江戸時代)
えさし郷土文化館



『伊達古文書写』は後世に付された書名で、実際の内容は、伊達氏当主の事績を編纂した『伊達治家記録』などの記録類や軍記物語等からの抜書で構成されている。

葛西・大崎一揆について、本書では「葛西之内、伊沢郡柏山」での蜂起から始まったとされている。この認識は『伊達治家記録』と一致するものである。他方、当時の南部信直の書状には、「大崎」の方が先に蜂起したと記されている。当時の史料からみれば、大崎方面の一揆が先行していたことになるが、後世の認識とは一致せず、実際のところは不明である。

奥羽永慶軍記 卷廿一

元禄 11 年 (1698)
えさし郷土文化館

『奥羽永慶軍記』は、東北地方各地に伝わっていた元禄から慶長年間までの伝承を集めた軍記物語で、元禄 11 年の成立である。後世の伝承を基にしているため、記述の正確性は慎重に検討すべきであるが、史料の残像数が少ない地域の出来事もあり、貴重な情報が記されていることに変わりはない。

本書では、葛西・大崎一揆について、まず衣川で蜂起し、次いで磐井郡東山で蜂起、続いて水沢・岩谷堂両城に旧領主が押し寄せ、城を攻め落としたとある。ここでも一揆は葛西領の北端の地域から広まったとされている。



伊達忠不忠記 卷五

文化元年 (1804) 跋
武家住宅資料館

『伊達忠不忠記』は、輝宗・政宗・忠宗の事績について、軍記物語風に記述した編纂物。

本書には、葛西・大崎一揆の記述もみえる。葛西方面の一揆鎮圧については、政宗が葛西晴信の一門である千葉右近・九郎兄弟を大将に葛西旧臣が立て籠もっていた佐沼城を攻め立てて落城させる様子が描かれている。



IV 再仕置における諸政策

一揆や反乱が鎮圧された地域では、城の破却（取り壊し）と、残された城の普請が行われました。胆江地方においても普請が行われ、胆沢郡柏山へは上杉景勝が、水沢・岩谷堂のそれぞれの城館は大谷吉継が普請にあたりました。天正 18 年（1590）に豊臣秀吉が宇都宮で行った仕置では、家臣が住む諸城を破却し、城を一つとするよう命令が下されましたが、再仕置の段階からは、城の破却は行われているものの、領内に複数の城が残され、しかもそれらの城が再仕置軍の手によって普請されている状況が見てとれます。実は、天正 18 年の仕置において、諸城破却の具体的実施状況は、大名間でばらつきがありました。破却が徹底された例として、出羽国では山本郡・平鹿郡・仙北郡を領していた戸沢氏の領内では、領主光盛の居城角館城のみが残され、その他諸士の居城についてはすべて取り壊されています。一方、南部領では天正 20 年（1592）6 月に、領内にあった 48 箇所（箇所）の城が、取り壊しによりその数は減りますが 12 箇所と複数残っており、仕置による諸城の破却は徹底されていなかったことがわかります。木村領や伊達領についても、仕置による諸城の破却は徹底されておらず、領主の家臣を諸城に配置する方式を採用して支配が行われていました。再仕置の諸城破却時も、必ずしも各領内の城は一つとするよう徹底はされなかったようです。伊達政宗が新たに領した旧葛西・大崎領についても、城の破却について政宗と浅野長吉との間で相談が行われ、数城を残し、そこに伊達家臣が入れ置かれるべきことが示されています。このように、奥羽仕置・再仕置を経ても、東北地方において、諸城の破却は徹底されていない地域が存在したことがわかります。

そもそも秀吉が諸城を破却する命令を出す背景には、大名領域の権力分散を否定し、城をこれまでの独立した戦国大名の本拠から、中央の秀吉の代理として地域支配を貫徹させるための支城と転換させる中央集権体制構築の意図がありました。ここからは、江戸時代の元和年間に徳川政権によって布告された「一国一城令」の原型が、すでにこの頃の奥州に、豊臣政権の理想という形での命令として発出されていたことがうかがえます。しかし、事実それは貫徹されず領内に複数の城館が残されました。その特徴が如実に表れる南部領や伊達領に注目すると、その所領は、仕置や再仕置により旧領主から没収された地域や、一揆が勃発した地域を含んでいます。そうした地域には、治安維持のため、どうしても支配拠点を置く必要が生じ、結果として領主の居城の他にも、各地域の支配拠点として城を置かざるを得ない状況が生じたのだと考えられます。再仕置後における伊達領内の城館配置を見ても、旧葛西・大崎領にその多くが分布しています。

奥羽仕置・再仕置での城の破却は、領主が治安維持の必要に迫られ、また豊臣政権もそういった奥羽の実情を受け入れたうえで、柔軟に行われた政策だったと考えられます。

再仕置では、城の破却の他にも、検地などが再度行われました。しかし、それは城の破却政策とは逆に、豊臣政権による画一的な方式がより一層採用されました。当年の伊達領の検地帳として残る記録によれば、前年の仕置時に行われた検地に採用されていた貫高の表示が石高に変更されています。貫高制は戦国期から奥羽で一般的に使われており、前年の検地では、石高制が採られたものの、思いのほか徹底されされていませんでした。ところが、再仕置では一部地域を除き、石高制が推し進められ、奥羽における豊臣政権の影響力が確実に強まっていることがうかがえます。

このように奥羽再仕置は、奥羽を確実に豊臣政権下に組み込むために、原則どおり実行できる政策は徹底して行われ、規定通りでは地域支配が確立しない政策については、形を変えながら実施されました。

奥羽再仕置

木造 伊達政宗坐像

江戸時代
えさし郷土文化館

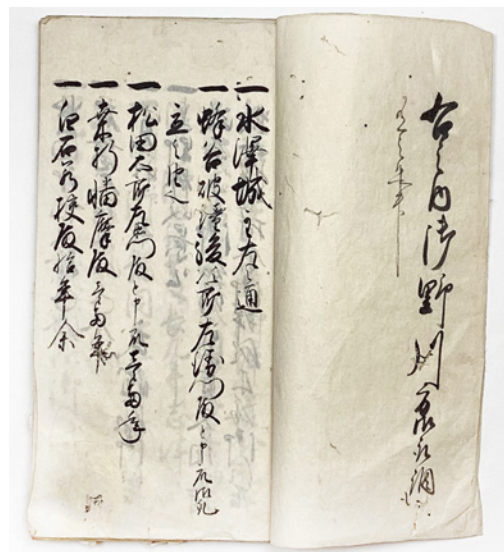
小梁川家歴代の廟所に安置される礼式装束姿の伊達政宗像で、台座側面には小梁川家中が寄進者として名を連ねている。

素朴ながらも仙台藩祖として神格化された政宗の姿と思われ、廟所ならびに藩境の守護神として崇敬されたものと考えられる。



- 一 水沢城主左之通
- 一 蜂谷破鏡後次郎左衛門殿と申衆御宛
立之由也
- 一 松田太郎左衛門殿と申衆 壹両年
- 一 桑折播磨殿 壹両年
- 一 白石若狭殿 拾年余

(以下略)



水沢江被遊御在候節之御取調写

(江戸時代)
後藤新平記念館

水沢城（後の水沢要害）は、中世には蜂屋破鏡（次郎左衛門）の居城と伝わる。蜂屋氏は柏山氏の家臣で、柏山氏の没落後に出羽国方面へ落ち延び、江戸時代になって秋田藩士多賀谷氏の家臣となった。

松田太郎左衛門は木村吉清の家臣で、葛西・大崎一揆蜂起時の水沢城主と伝わる。その後、一揆鎮圧後に岩谷堂城と同じく大谷吉継によって普請され、政宗に引き渡された。桑折氏以下の人々は、政宗の家臣である。

江刺郡岩谷堂要害屋敷普請奉窺候御絵図

享保 11 年 (1726)
えさし郷土文化館



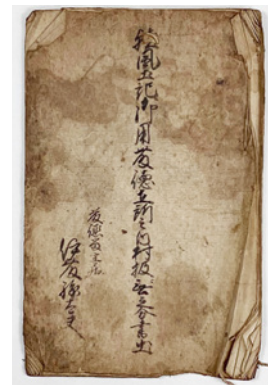
岩谷堂要害屋敷（岩谷堂城）は、北上山地西端部の独立した丘陵（館山）上に立地。南端の急崖下には人首川が流れており、館山全体が堅固な要塞となっている。別名、江刺城、柄杓ヶ城とも呼ばれ、中世は江刺郡主であった江刺氏の居城。奥羽再仕置の際には大谷吉継が暫時在住して縄張りを行い、伊達政宗の所領となったのち桑折政長をはじめとする伊達家臣が置かれた。

近世には伊達忠宗の御部屋領として城代制が敷かれ、忠宗七男、宗規の拝領となった以後は幕末まで岩谷堂伊達家が在館した。

就風土記御用藤徳在所之内村扱二無之分書出

安永 3 年 (1774) 写
奥州市教育委員会

一 居館 片岡村之内、岩谷堂要害之地ニ御座候、右は往古より江刺之本城「一ノ名柄杓ヶ城」と申由に而有之候処、天正年中には葛西家江刺兵庫信恒と申者居城御座候、同十八年秀吉公葛西家御征罰之節、大谷刑部少輔縄張之城之由、申伝候、其以後、右領分木村伊勢守え被下同人より佐瀬伯耆・粟野九左衛門と申者城代に差置候処、一兩年之内葛西之諸浪人百姓等一揆二付、右兩人没落之由、其後、貞山様御領に相成、猪苗代長門と申人え被下候由は相見得候共、右居住之品相知不申候、又以桑折撰津政長え被下候由申伝候、夫より古田伊豆・増田将監宗繁・藤田但馬・古内伊賀等段々城代二被差置候様、申伝候、万治貳年八月廿八日、雄山様御代茂庭周防を以、古左兵衛宗規右要害被拝領、寛文七年取移以来、当時迄代々住居仕候、



仙台藩は、安永年間に村名の由来や人口、名所旧跡等を知行所・村単位で調査を命じ、その結果を藩へ提出させた。本文書は、岩谷堂伊達家が提出した書上の写しである。この書上では岩谷堂要害（岩谷堂城）の城主について、天正年間の「江刺兵庫信恒」（正確には江刺兵庫頭重恒）から始まり、木村吉清の家臣を経て、伊達政宗の家臣達が列挙され、最終的に岩谷堂伊達家の在所になったことが記されている。なお、ここでは岩谷堂城が木村吉清に引き渡される前に「大谷刑部少輔」（吉継）が縄張りを行ったとされているが、正確には吉継が縄張りを行ったのは葛西・大崎一揆の鎮圧後（政宗の所領になる直前）である。

(裏)



大橋八蔵
西村左馬助
鯉江権右衛門

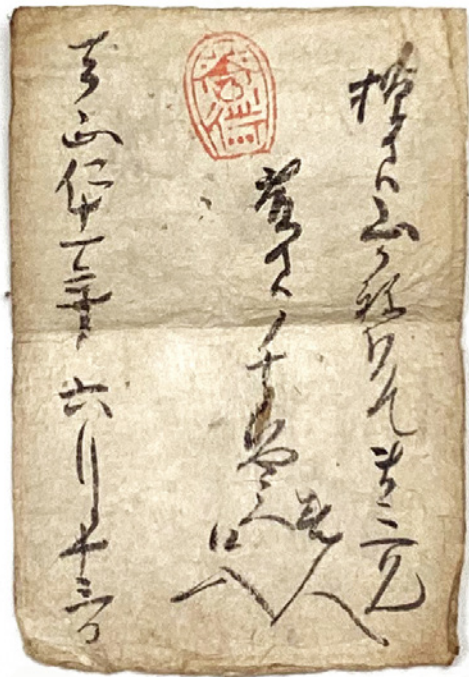
(表)



文禄三年
千まや
卯月吉日

金山鑑札

文禄3年(1594)
個人蔵



天正二十一年六月十三日

(秀衡)

藤さはノ十ひやうへ

口入

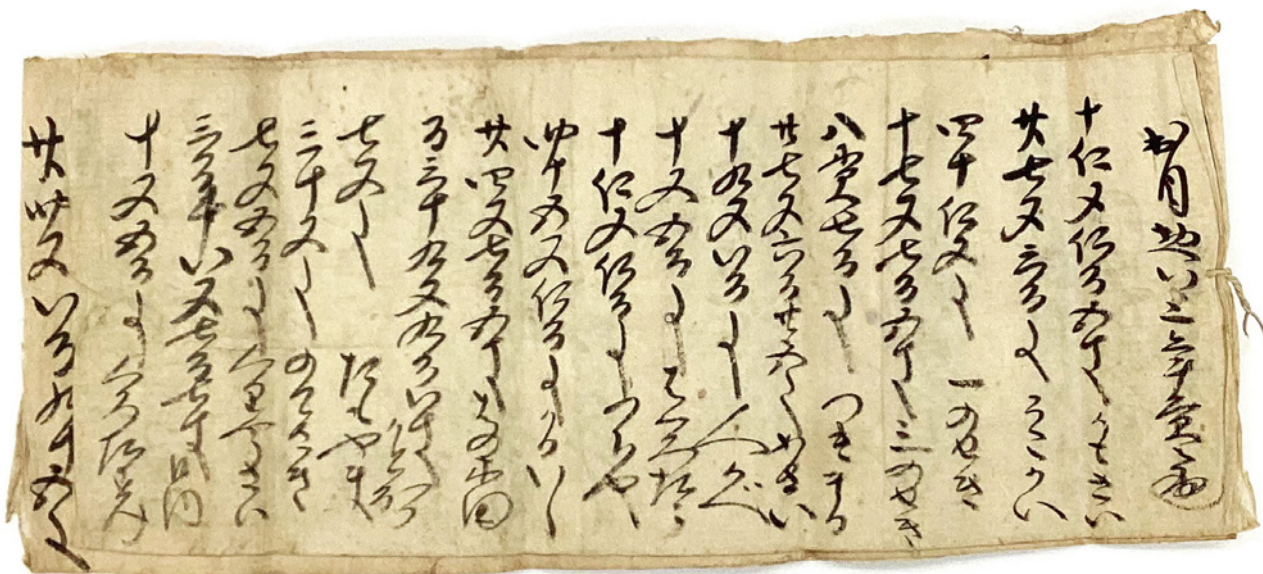
壹人

横さは山かねほりてまこへもん

金山鑑札

天正21年(1593)
個人蔵

豊臣政権では、領域内の金山は政権の直轄扱いであった。この鑑札は磐井郡の金山採掘に関するもので、天正21年のものは横沢金山の採掘を認めた免状、文禄3年のものも免状で、署名している大橋・西村・鯉江の三名は秀吉配下の奉行である。



出目惣以上年貢之通

- 十仁ノ仁百五十文 かもさは(鴨沢)
- 廿七ノ六百文 うたかい(歌書)
- 四十ノ仁ノ文 一のせき(一ノ関)
- 十七ノ七百五十文 三のせき(三ノ関)
- 八貫ノ七百文 つきまる(次丸)
- 廿七ノ六百廿五文 あさい(浅井)
- 十九ノ八百文 人かべ(人首)
- 十ノ五百文 はくろたう(羽黒堂)
- 十仁ノ仁百文 つちや(土谷)
- 四十五ノ仁百文 かるいし(軽石)
- 廿四ノ七百五十文 はの木田(楓ノ木田)
- 百三十九ノ九百八十文 かとほか(門岡)
- 七ノ文 たもやま(田茂山)
- 三十ノ文 のてさき(野手崎)
- 七ノ五百文 くりやうさは(栗生沢)
- 三百十八ノ七百七十文 口内
- 十ノ五百文 くらたすけ(黒田助)

江刺郡内諸村出目高書上

文禄2年(1593)
個人蔵

江刺郡は「奥羽再仕置」の結果、伊達政宗の領するところとなった。この文書は、伊達領になった後に、江刺郡内の田畑を再検地し、従来よりも所領高が増加した村の「出目高」を書き上げたもの。奥羽仕置の際に豊臣政権は、年貢等の賦課基準となる所領高について、戦国時代に用いられていた「貫高」から「石高」に表示を改めようとしていた。しかし、実際には貫徹されず、この時の再検地においても貫高表記が残っている。このような状況は、北に境を接する南部氏が石高制に移行しているのと対照的である。

仁十壹々七百五十文 つのかけ(角懸)
 此外きもいり(肝入)分
 百五十かり(刈)
 壹々九百五十文 あさい(浅井)
 三百かり(刈)
 五々仁百五十文 みつほし(水押)
 仁百かり(刈)
 三々五百文 のてきき(野手崎)
 三百かり(刈)
 五々仁百五十文 はのき田(楓ノ木田)
 仁十三々五十文 みつほし(水押)
 右之以上
 八百々廿仁々五百七十五文
 此外こいけのたやしき(小池の田屋敷)
 仁十仁々仁百五十文
 文祿二年 出目断せん(前)之通
 (印) 河藤三右衛門
 (印) 山辺河内

一みでり(三照)のかかり
 四十仁々三百五十文
 此内金の代二
 四十壹々渡し申候
 あまり(余り)
 壹々三百五十文也
 一つちや(土谷)・たもやま(田茂山)より
 八々仁百五十文
 一つのかけ(角懸)かゝり
 六十々文
 一うち内(口内)かゝり村
 十壹々十文
 以上合而
 八十々六十文
 米
 廿四々八百九十五文

五々文 あり(有り)儀
 以上あわせて
 百十々五百五十文也
 出目の残
 三十壹々三百仁十五文
 五々仁百五十文 よ(余)文
 文祿二年
 十二月廿一日
 (印) 河藤三右衛門
 (印) 山辺河内
 立のこ九郎右衛門殿
 木口さと(佐渡)殿
 つち山二郎兵衛殿
 一かとわき(門脇)下人久左衛門殿
 七々文 金一つ外仁々八十文
 惣
 以上百五十四々八十文あまる(余)也
 壹々七百七十五文 三のせき(三ノ関)
 五々六百三十文 かるいし(軽石)
 仁々三百五十文 みつほし(水押)
 四々九百廿五文 一のせき(一ノ関)
 壹々八百三十五文 すこう(菅生)
 壹々三百六十五文 くりやうさは(栗生沢)
 壹々六百九十五文 かとほか(門脇)
 三々七百五十文 はくろどう(羽黒堂)
 十々百八十文 つきまる(次丸)
 壹々五百九十文 くらたすけ(黒田助)
 六々五文 かもさは(鴨沢)
 十仁々五百九十五文 のてきき(野手崎)
 十六々五百五十文 つのかけ(角懸)
 十仁々百四十文 人かへ(人首)
 壹々七百文 たも山(田茂山)
 十壹々七十文 あさい(浅井)
 仁々六百五十文 はの木田(楓ノ木田)

五々三百七十五文 うたかい(歌書)
 仁々九百文 ろうに(老耳)
 仁十仁々五十五文 みでり(三照)
 仁々六百三十文 つちや(土谷)
 廿五々四十文 くない(口内)
 糸いらく(永楽)
 以上百五十五々七百七十五文
 文祿二年
 十二月廿一日
 (印) 河藤三右衛門
 (印) 山辺河内
 つち山二郎兵衛殿
 分

仁十壹々七百五十文 つのかけ(角懸)
 此外きもいり(肝入)分
 百五十かり(刈)
 壹々九百五十文 あさい(浅井)
 三百かり(刈)
 五々仁百五十文 みつほし(水押)
 仁百かり(刈)
 三々五百文 のてきき(野手崎)
 三百かり(刈)
 五々仁百五十文 はのき田(楓ノ木田)
 仁十三々五十文 みつほし(水押)
 右之以上
 八百々廿仁々五百七十五文
 此外こいけのたやしき(小池の田屋敷)
 仁十仁々仁百五十文
 文祿二年 出目断せん(前)之通
 (印) 河藤三右衛門
 (印) 山辺河内

V 消えなかった反発の動き

東北各地において発生した一揆・反乱の鎮圧は天正 19 年（1591）9 月までに、仕置軍によって行われた諸政策は 10 月までには完了し、奥羽再仕置は終結を迎えます。所領替えにより旧葛西・大崎領の領主となった伊達政宗は、仕置軍によって普請が行われた岩出山城に入り、本拠地とします。

二度の仕置を経て、奥羽は豊臣政権のもとで平和が続くかに見えましたが、必ずしもそうではありませんでした。胆江地方では、奥羽再仕置から 3 年後の文禄 3 年（1594）、金山に関連した一揆が勃発します。

当時、全国の金山は豊臣秀吉が直接支配することになっており、伊達領においても秀吉が直轄支配する金山が存在しました。秀吉は産金の税を年 1 回から 3 回に増やすべく 3 人の奉行を横沢金山（一関市千厩）へ差し向けますが、徴税回数増加に不満を持つ金堀りたちにより一揆が勃発します。これに関連して、母体（奥州市前沢）の金山でも一揆が起きました。このことについては、同年 11 月 13 日に 3 人の奉行が、母体の金山下代であった松川鈴木三郎衛門方へ送った書状からも、一揆が発生した事実が見て取れます。

一揆は伊達政宗の協力もあり鎮圧されましたが、この頃においても豊臣政権の政策に反発する現地の様子があったことがうかがえます。



岩谷堂城本丸跡のアジサイ園。「奥羽再仕置」の際に大谷吉継が暫時在任し、縄張りを行ったのち、伊達政宗の所領となり、桑折政長が配置された。政長は「桑折堰」で知られる灌漑事業などに手腕を発揮しながら領内経営を実施。万治 2 年（1659）、伊達忠宗の子、宗規の拝領となった以後は、幕末まで岩谷堂伊達家が在館した。



人首城跡。安蘇修理の居館と伝えられ、退転後は伊達家臣の沼辺重仲が要害屋敷として拝領した。



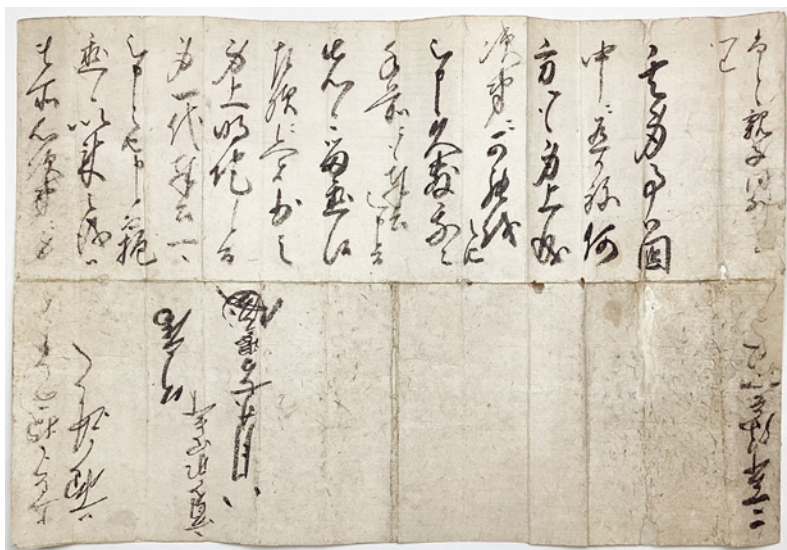
人首文庫（佐伯邸）の屋敷門。明治維新後に破却された人首要害屋敷の大手門を移築したものと伝えられる。



人首町。要害屋敷に付随した城下町的な様相を伝えている。

政宗が岩出山へ入部した直後の伊達領では、各地に有力家臣を配置する支配方法がとられ、家臣は再仕置の際に残された城に配置されました。前述のとおり、一揆平定後の地域において領内の治安維持にあたる必要が生じたためと考えられます。初江刺の岩谷堂城には伊達家重臣の桑折政長が入り支配にあたりましたが、その後幾度かの城主の変遷を経たのち万治 2 年（1659）に、かつて岩城地方（福島県浜通り地域）に起源を発する岩城氏の流れをくむ伊達（岩城）宗規が入り、以後その子孫が岩谷堂伊達家として入り続けます。このほか、江刺で重要視されていた拠点が人首村（米里地区）に所在した人首要害です。「奥羽仕置」以前の人首城には、安蘇修理という人物の居城が伝えられていますが、伊達政宗の領知以後の慶長 11 年（1606）には沼辺重仲が拝領し、その後は沼辺氏歴代が人首要害に居館しました。また、水沢城には、再仕置以前に伊達領であった安達郡を領していた白石宗実が入り、その後幾度か城主の変遷を経て、寛永 6 年（1629）に伊達政宗の従弟留守政景の子にあたる留守宗利が拝領し、以降は宗利の子孫が水沢伊達家として入り続けます。

仕置のあと



茂庭綱元書状（三瓶弥兵衛宛）

寛永4年(1627)
えさし郷土文化館

茂庭綱元は、三瓶氏を始めとした岩城旧臣の仕官を度々取り次いでいたようである。本文書も三瓶氏の仙台藩への「奉公」を取り次いだ際の文書である。

(包紙)
慶長9年 上野介宗朝公御代、大峯小摩為御祈禱宝性院被相登候節、右先達江之御添状也、御月付相違にて此御状不被相用候事、

(本紙)
大峯小護摩之御最花進上申候、能々父子御祈念之儀、奉願候、万端散学院可申上候、恐惶敬白、

伊達上野介
宗朝

慶長九年六月吉日

大先達
御同宿中



伊達宗朝(留守政景)書状土代

慶長9年(1604)
水沢図書館

留守政景は、改易後伊達政宗に仕え、伊達の名を許されて伊達宗朝と改名した。本文書が作成された当時、宗朝は磐井郡清水村に在所を構えていた。宗朝はこの直後の慶長9年10月に同郡一関村に在所を移し、ここで没した。彼の子である伊達宗利は、胆沢郡西根村の金ヶ崎を経て寛永6年に同郡塩竈村の水沢を在所としてここに移り、以降水沢伊達家となった。なお、本文書は書き間違いのあるいわゆる反故紙であり、実際には出されていない。



安元二年丙申三月十四日 神
 捐館當寺開基實相寺殿常真如山大居士
 葛西實相 儀

葛西実相 (重高) 位牌

安元2年 (1176)
 (江戸時代)
 松華山菅生院

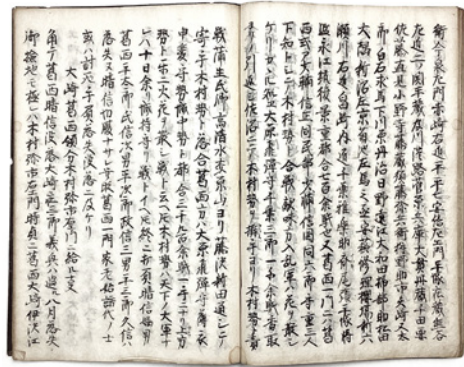


承久三年辛辰九月十四日 神
 捐館當院開基清重寺殿清眞實山大居士
 葛西清重 儀

葛西清重位牌

承久3年 (1221)
 (江戸時代)
 松華山菅生院

菅生院の前身と伝えられる天台宗萬福寺は野手崎村峯崎から同村丸森、さらに菅生村の現在地へと移り、寛永元年(1627)、正法寺住持の成巖良円が曹洞宗菅生院として開山した。付近の月山山頂部には葛西館跡があり、葛西氏一族の居館跡との伝えがある。また、山中の月山大権現(月山神社)は葛西氏が崇敬したともいわれ、元禄7年(1694)に葛西三郎兵衛下代、横山弥兵衛が社殿を再建したという。菅生院と葛西氏との関係は不明であるが、伝来する二基の位牌は葛西氏が萬福寺を開基したことによるものとも伝えられる。

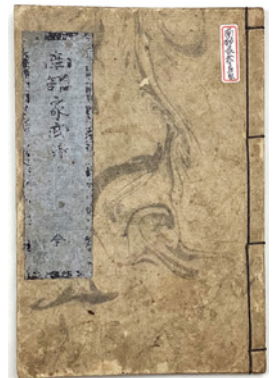


奥州葛西実記

文化6年(1809)写
人首文庫

奥羽仕置によって葛西晴信の改易が決定したが、この時点では政宗の取り成しにより、葛西家が存続できる可能性があった。しかしながら、旧臣たちによる葛西・大崎一揆の蜂起によりこの話は立ち消えになり、その後の晴信の消息もはっきりしない。『奥州葛西実記』は、伝承や物語が非常に多い軍記物語ではあるが、葛西氏時代の各地の領主たちが多く登場しており興味深い。葛西旧臣の中には帰農し、仙台藩政下で地域の肝入などの有力者として存続した家も多い。そのような人々が、自家の由緒を誇るために葛西氏にまつわる伝承や物語を生み出していったのかもしれない。

『南部家武鏡』は盛岡藩士の名簿で、成立時期が明記されていないが、書かれている人名から江戸時代後期頃のものと思われる。奥羽再仕置後、胆沢・江刺両郡の領主たちは所領を失い、伊達氏や南部氏に仕官する人々も存在した。例えば、江刺郡の江刺氏や胆沢郡の柏山氏は南部氏に仕え、和賀郡などに所領を得た。柏山氏は江戸時代に断絶したものの、江刺氏は江戸時代に多くの分家を出しながら存続した。



南部家武鏡

(江戸時代)
えさし郷土文化館

本文書は表紙が失われており、仮に「水沢伊達家中系図」と呼んでいる。この系図集は安政七年写の「惣侍先祖書上」と類似しており、水沢伊達家による家中侍の先祖調査に関係するものらしい。

和賀郡鬼柳の領主「鬼柳」氏のうち、水沢伊達家中となった人々の系図もみられる。鬼柳氏は和賀氏の分流で、和賀氏と共に奥羽仕置で所領を失い、子孫が盛岡藩士と仙台藩水沢伊達家中に分かれることとなった。このうち、初めて仙台領内に来たとされる「式部」は当時の史料に登場する実在の人物である。その子孫は水沢伊達家に仕官し、このうち「武右衛門」は鬼柳氏に関する中世文書を伝えていたことが知られている。



水沢伊達家中系図

(江戸時代)
奥州市教育委員会

おわりに 「葛西勝つ」のサイカチ伝説

奥羽仕置により、かつて胆江地方に影響力を持っていた葛西は所領没収となり、その下で郡主として現地支配を担っていた柏山・江刺の両氏も所領を失い、この地に戻ることは出来ませんでした。後に柏山・江刺の両氏は南部氏に仕えることとなり、柏山氏は千石を給され岩崎城を預かり、江刺氏は和賀・稗貫の一部を与えられ二千石を給されました。一方、所領没収時葛西氏の当主であった晴信のその後は、諸説ありますが正確な動向についてはわかっていません。

胆江地方を含む旧葛西領内には、門前にサイカチを植えている家が現在も残っています。こういったサイカチの中には、奥羽仕置で葛西氏が所領没収となった際、旧臣がその再興を願い「サイカツ（再勝つ）」または「カサイカチ（葛西勝ち）」といった希望を込めて植えられたという伝承が今も残っています。

奥羽の人々が、豊臣政権による新体制に反発したという様子は、歴史的事実だけではなく、地域の伝承の中にも残されています。



胆沢南都田に立つ奥州市指定天然記念物
「小十文字のサイカチ」

参考文献

- 『新編 八戸市史 通史編I 原始・古代・中世』（八戸市史編纂委員会 2015年 発行：八戸市）
『戦国の北奥羽南部氏』（熊谷隆次 滝尻侑貴 布施和洋 柴田知二 野田尚志 船場昌子 著 2021年 デーリー東北新聞社）
『仙台市史 通史編3 近世I』（仙台市史編さん委員会 2001年 発行：仙台市）
『伊達政宗の研究』（小林清治 2008年 発行：吉川弘文館）
『中世奥羽の世界』（小林清治 大石直正編 1978年 発行：東京大学出版会）
『石巻の歴史6 特別史編』（石巻市史編さん委員会、1992年 発行：石巻市）
『東北の中世史5 東北近世の胎動』（高橋充編、2016年 発行：吉川弘文館）

展示協力者・機関（順不同・敬称略）

菊池悦太郎

大梅拈華山圓通正法寺 松華山菅生院

人首文庫 水沢図書館 武家住宅資料館 後藤新平記念館

テーマ展「サイカチの木は残った—奥羽仕置と胆江地方—」

解説之書

発行日 2022年2月5日

編集 えさし郷土文化館 奥州市教育委員会

発行 えさし郷土文化館

<https://www.esashi-iwate.gr.jp/bunka/>